

香川県条例第50号

香川県中心市街地における県税の特別措置条例を廃止する条例

香川県中心市街地における県税の特別措置条例（平成11年香川県条例第25号）は、廃止する。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による廃止前の香川県中心市街地における県税の特別措置条例の規定の適用を受けた特定商業基盤施設の用に供する家屋又はその敷地である土地の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。